

## 2 人員基準等の留意点について

高崎市 福祉部長寿社会課

1

### 1 人員に関する基準

#### （1）介護支援専門員

資格要件 介護支援専門員

- 配置基準
- 1 常勤1人以上
  - 2 利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
  - 3 増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることも可能
  - 4 他の業務との兼務が認められている

2

## (2) 管理者

資格要件 主任介護支援専門員

### 【経過措置】

令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしているが、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。

配置基準 1 常勤専従

2 当該事業所の管理に支障がない限り、下記の場合は兼務可能。

- イ 当該事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- ロ 同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合

※介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

3

## 2 特定事業所集中減算について

### (1) 特定事業所集中減算

居宅介護支援事業所は各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護（地域密着を含む）又は福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」）が位置付けられた居宅サービス計画の中で、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「照会率最高法人」）を位置付けた割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

※80%未満の場合も算定記録を作成し5年間保存

### (2) 判定期間と減算適用期間

①判定期間：3月1日～8月31日

→減算期間：10月1日～3月31日（9月15日までに届出）

②判定期間：9月1日～2月末日

→減算期間：4月1日～9月30日（3月15日までに届出）

4

### (3) 届出について

紹介率最高法人が80%を超えた場合は、提出期限までに理由を添えて届出をしてください。正当な理由と認められない場合は、その翌月から減算となります。判定の結果、減算の状況が変わる場合には、介護給付費算定に係る体制届も併せて提出してください。

正当な理由として考えられる理由を下記に例示します。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、各サービスの事業所が5事業所未満である。
- ② 1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である。
- ③ 80%を超えたサービスを位置付けた計画件数が1月当たり平均10件以下である。
- ④ 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算を取得している事業所を除くと80%以下である。
- ⑤ 個別機能訓練・栄養改善・口腔機能向上の加算体制をいずれも届け出ている事業所について、いずれかの加算を位置付けている計画を除外すると80%以下である。
- ⑥ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合  
(利用者から、質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けており、地域ケア会議等に当該計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの)

## 3 その他の連絡事項

### 変更届出書等の期日について

- ・ 変更届出書は、変更後10日以内に提出してください。  
※事業所の改修、区画変更や移転等の場合は、事前に長寿社会課にご相談いただき、変更前15日までに提出してください。
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする前月の15日までに提出してください。  
16日以降の届出は翌々月からの算定となります。  
例： 1月15日までに届出 → 2月1日から加算の算定  
1月16日以降に届出 → 3月1日から加算の算定